

## 長野市空き家解体・利活用事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、安全で安心な暮らしの確保及び居住環境の改善を図るため、市内にある空き家の解体又は空き家を解体した跡地の利用及び活用（以下「利活用」という。）をしようとする者に対して、その解体又は利活用に要する費用に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、長野市補助金等交付規則（昭和61年長野市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 市内に所在する1年以上使用されていないことが常態である戸建住宅（延べ面積の2分の1以上が居住の用に供されていたもの及び長屋を含む。）をいう。
- (2) 老朽危険空き家 市内に所在する空き家のうち、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第2項に規定する特定空家等及び特定空家等に準ずるものとして市長が認めるものをいう。
- (3) 解体工事 敷地（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第1項に定めるものをいう。）内の全ての建築物又は工作物（地盤面下にあるものを除く。）の解体、撤去及び処分のために行う工事をいう。
- (4) 解体跡地 平成29年4月1日以降使用されていない空き家を平成30年4月1日以後に解体した土地をいう。

(交付対象者)

第3 補助金の交付の対象となる者は、個人であって次の各号に該当するものとする。

- (1) 空き家の所有権を有する者（登記事項証明書又は固定資産課税台帳に所有者として記録されている者）又はその相続人であること。
- (2) 地方税法（昭和25年法律第226号）第5条に規定する市町村税を滞納していないこと。
- (3) 解体する空き家について、共有者がいる場合にあっては、その全ての共有者から空き家の解体についての同意を得られていること。
- (4) 解体する空き家について、複数の相続人がいる場合にあっては、その全ての相続人から空き家の解体についての同意を得られていること。
- (5) 補助金の交付を申請する日の属する年の前年（1月1日から5月31日までの間にあっては、前々年）の収入金額又は所得金額が別表に掲げる金額以下である者
- (6) 解体工事は、次のいずれかに該当する者に発注すること。
  - ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による建設業の許可を受けた者（土木工事業、建築工事業又は解体工事業の許可に限る。）
  - イ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第

21条の規定による解体工事業者の登録を受けた者

(7) 空き家解体跡地利活用事業にあつては、解体跡地の土地利用について土地の所有権を有する者の同意を得られていること。

(補助対象事業の種類、対象経費及び補助率等)

第4 補助金の交付の対象となる事業の種類、対象経費及び補助率等は、次の表のとおりとする。

事業の種類	対象経費	補助率等
老朽危険空き家解体事業	一の敷地に存する老朽危険空き家の解体工事に要する費用（家財道具の撤去、運搬及び処分に要する費用を除く。）	(1) 対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）。ただし、50万円を限度とする。 (2) 補助金の交付を申請する日の属する年の前年（1月1日から5月31日までの間にあつては、前々年）の所得金額が200万円以下である者の場合（当該住宅が共有物であるときは、その共有する全ての所有者のそれぞれに係る前年の所得金額が200万円以下である場合）にあつては、対象経費に10分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）を(1)の額に加算する。ただし、20万円を限度とする。
空き家解体跡地利活用事業	解体跡地に、住宅又は店舗を建設する工事に要する費用（解体工事完了後1年以内に建設工事に着手する場合に限る。）	対象経費に10分の2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）。ただし、100万円を限度とする。

2 対象の事業は、規則第4条の規定による通知を受けた後、これに着手するものとする。

3 公共事業等の補償の対象となっているものは、当該補助の対象としない。

(老朽危険空き家の事前調査等)

第5 老朽危険空き家解体事業補助金の交付を受けようとする者（以下「補助金交付希望者」という。）は、その所有し、又は管理する空き家が第2第2号に規定する老朽危険空き家に該当するかどうかについて、あらかじめ市長の判定を受けなければならない。

2 前項に規定する判定の申請は、長野市老朽危険空き家事前調査申請書（様式第1

号) に次に掲げる書類を添えて、市長に提出して行うものとする。

- (1) 位置図
- (2) 現況写真(敷地全景及び建物2面以上)
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、前項の申請があった場合は、書類審査及び現地調査を行い、老朽危険空き家に該当するかどうかを判定し、補助金交付希望者に通知するものとする。

4 補助金交付希望者は、前項の規定により市長が老朽危険空き家に該当すると判定したものについて、老朽危険空き家解体事業補助金の交付申請をするものとする。ただし、市長があらかじめ第2第2号に規定する老朽危険空き家と認める場合にあつては、補助金交付希望者は、第2項の判定の申請を省略し老朽危険空き家解体事業補助金の交付申請をすることができる。

(補助金の交付申請)

第6 規則第3条に規定する申請書は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 老朽危険空き家解体事業 長野市老朽危険空き家解体事業補助金交付申請書(様式第2号)
- (2) 空き家解体跡地利活用事業 長野市空き家解体跡地利活用事業補助金交付申請書(様式第3号)

2 規則第3条に規定する関係書類は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 老朽危険空き家解体事業
  - ア 位置図
  - イ 空き家の使用状況報告書(様式第4号)
  - ウ 建物の登記事項証明書(未登記の場合にあつては、固定資産課税台帳の写し、固定資産税納税通知書の写しその他の所有者又は相続人を確認できる書類)
  - エ 補助対象経費に係る工事の見積書の写し
  - オ 所得証明書
  - カ 市税の未納がない証明書
  - キ 補助対象空き家の共有者又は相続人の同意書
  - ク その他市長が必要と認める書類
- (2) 空き家解体跡地利活用事業
  - ア 位置図
  - イ 空き家の使用状況報告書(様式第4号)
  - ウ 土地の登記事項証明書(未登記の場合にあつては、固定資産課税台帳の写し、固定資産税納税通知書の写しその他の所有者又は相続人を確認できる書類)
  - エ 建物の登記事項証明書(当該建物が未登記の場合にあつては固定資産課税台帳の写し、固定資産税納税通知書の写しその他の所有者又は相続人を確認できる書類と、既に解体済みの場合にあつては閉鎖事項証明書とする。)

- オ 建築する住宅又は店舗の配置図、平面図、立面図（2面）
- カ 補助対象経費に係る工事の見積書の写し
- キ 建設工事工程表
- ク 所得証明書
- ケ 市税の未納がない証明書
- コ 補助対象解体跡地の所有者、共有者又は相続人の同意書
- サ その他市長が必要と認める書類

（補助事業の内容の変更等）

第7 規則第8条の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき 長野市空き家解体・利活用事業変更承認申請書（様式第5号）
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき 長野市空き家解体・利活用事業中止（廃止）承認申請書（様式第6号）

（実績報告）

第8 規則第9条に規定する実績報告書は、長野市空き家解体・利活用事業実績報告書（様式第7号）によるものとする。

2 規則第9条に規定する関係書類は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 老朽危険空き家解体事業

- ア 解体工事の工事請負契約書及び領収書の写し
- イ 工事写真（着手前、工事中及び完了時が確認できるもの）
- ウ その他市長が必要と認める書類

(2) 空き家解体跡地利活用事業

- ア 建設工事の工事請負契約書及び領収書の写し
- イ 工事写真（着手前及び完了時が確認できるもの）
- ウ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条又は第7条の2に規定する検査済証の写し
- エ その他市長が必要と認める書類

3 前2項に規定する書類の提出期限は、補助事業の完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から14日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

（補助金の交付請求）

第9 規則第12条第2項に規定する請求書は、長野市空き家解体・利活用事業補助金交付請求書（様式第8号）によるものとする。

（その他）

第10 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成30年3月28日長野市告示第141号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月30日長野市告示第151号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この要綱による改正後の長野市空き家解体・利活用事業補助金交付要綱の規定は、令和3年度以後の年度分の補助金について適用し、令和2年度分までの補助金については、なお従前の例による。

別表（第3関係）

区 分	金 額
給与所得のみの者	収入金額 1,442万円
その他の者	所得金額 1,200万円

備考

- 1 収入金額とは、所得税法（昭和40年法律第33号）第28条に規定する給与等の収入金額をいう。
- 2 所得金額とは、所得税法に規定する不動産所得、事業所得及び給与所得を合計した額をいう。